

総行公第55号  
令和2年3月27日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各人事委員会委員長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長  
(公印省略)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

本日、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第63号）が公布・施行されました。

このたびの改正概要は下記のとおりです。各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

## 記

### 第1 改正の内容

国立大学法人を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人とすること。 (本則関係)

### 第2 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)